

令和4年2月14日
東京都労働委員会事務局

東京都労働委員会をご利用される皆様へのお願い

東京都労働委員会事務局では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に基づき、下記のとおり取り扱いますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1 相談、書面の收受等

窓口での相談や書類の受理については、休止せずに対応しますが、可能な限り人との接触を減らすため、以下の取扱についてもご活用ください。

- (1) 電話相談（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請の手續に関するもの）
- (2) 郵送による書面の收受等（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請等に関するもの）
- (3) 郵送又はファクシミリによる書面の收受等（係属中の不当労働行為事件、争議行為発生の届出、公益事業に係る争議行為予告に係る提出書面等）

2 来庁者の皆様の感染防止対策

- (1) 来庁者の皆様の安全確保のため、来庁の際はマスクの着用、手指の消毒をお願いします。また、「3密」を避けるため、調査室内の人数制限等を行います。
- (2) 飛沫感染防止のため、受付や調査室にはパーテーション等を設置し、委員や担当者はマスク等を使用させていただきます。

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課
電話 03-5320-6986